

アルバイト規定

1. 無断でのアルバイトは絶対に行わないこと。アルバイトは学業に支障のないように行うものとし、保護者の承諾を得、事業主と仕事の内容やその他の条件について十分に話しあった後、アルバイト許可願をHR担任を通じて生徒支援部のアルバイト係に提出すること。ただし、1 学年のアルバイト許可については、1 学期中間考査後からとする。条件を満たしていると学校が判断した時、許可証を発行する。許可証はアルバイト中必ず携帯していること。
2. 次に該当する場合は、アルバイトを許可しない。
 - ① 仕事の内容が危険を伴うアルバイト。
 - ② バイクの使用を必要とするアルバイト。(ただし、使用主がどうしてもバイクの使用を求めるならば、使用主と保護者が諸条件について十分話し合い了承の上で使用する。事故防止に万全を期すこと。)
 - ③ 宿泊を伴うものや、午後 8 時 00 分以降にわたるアルバイト。
 - ④ 酒などを提供したり風俗上好ましくないアルバイト。
 - ⑤ 生徒の生活に有害と判断させるアルバイト。
 - ⑥ 考査一週間前から考査期間中。(ただし、牛乳配達や新聞配達など年間を通じて短時間恒常的に行うアルバイトは許可する。)
 - ⑦ 著しく成績不振(欠点を複数抱える)になった場合。
3. アルバイト期間中に事故や校則違反、本規定違反があった場合、ただちにアルバイトを禁止させ、相応の指導処置をとる。

平成 7 年 2 月 23 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正